

福岡県公報

令和二年三月三十一日
第九十号
増刊
③

目次

告 示 (第三百四十八号)

○福岡県補助金交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定

(財政課) ……………一

訓 令 (第五号―第八号)

○福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正する訓令

(防災企画課) ……………二

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………三

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………四

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課) ……………五

企 業 局

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(企業局管理課) ……………六

教 育 委 員 会

○地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の一部を改正する規則

(総務企画課) ……………八

○福岡県立図書館組織規則

(総務企画課) ……………九

○福岡県教育委員会公印管守規程及び福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

(総務企画課) ……………十

○教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程等の一部を改正する訓令

(総務企画課) ……………十一

人 事 委 員 会

○福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………十三

○福岡県人事委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局任用課) ……………十三

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十四

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十五

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十六

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十六

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十六

監 査 委 員

○福岡県監査委員処務規程及び福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示

(監査委員事務局総務課) ……………十七

告 示

福岡県告示第三百四十八号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

第一号中「県民税株式等譲渡所得割交付金」の下に、「同法第七十二条の七十六の規定による法人事業税交付金」を加える。

第五十四号の次に次の二号を加える。

55 福岡県宿泊税交付金

56 福岡県就職水河期世代の新規就農促進資金交付金

訓令

福岡県訓令第五号

福岡県教育委員会訓令第三号

本庁

出先機関

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県教育委員会

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正する訓令

福岡県 福岡県教育

福岡県 福岡県教育

訓令 第二号 (の一部を次のように改正する。

委員会訓令第一号

第一条中「電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）」を「電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号。以下「法施行規則」という。

）」に、「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」を「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（以下「県防災ネットワーク」という。）」に改める。

第二条各号を次のように改める。

一 通信設備 有線通信及び無線通信を行うための機械、器具、線路その他の設備を

いう。

二 通信設備局 通信設備及び当該設備の操作を行う者の総体をいう。

三 無線局 法第二条第五号に規定する無線局をいう。

四 移動局 法施行規則第四条に規定する陸上移動中継局及び陸上移動局をいう。

第三条の見出し中「無線局等」を「通信設備局」に改め、同条中「福岡県防災・行政

情報通信ネットワーク」を「県防災ネットワーク」に、「無線局及び有線局（以下「無線局等」という。）」を「通信設備局」に改める。

線局等」という。）」を「通信設備局」に改める。

第四条の見出し及び同条本文中「無線局等」を「通信設備局」に改め、同条第一号中

「統制局（無線局等）」を「県庁局（県防災ネットワーク）」に、「無線局」を「通信設備局」に改め、同条第三号中「特認局」を「農林局」に、「無線局等」を「通信設備局」に改め、同条第四号中「支部局」を「県土局」に、「無線局」を「通信設備局」に改め、同条第五号及び第六号中「無線局」を「通信設備局」に改め、同条第七号中「端末局」を「県出先局」に、「特認局、支部局」を「農林局、県土局」に、「無線局等」を「通信設備局」に改め、同条第八号を削る。

第五条第一項中「統制局」を「県防災ネットワークの管理及び運営を行うため、県庁局」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総務部防災危機管理局局長」に、「総務部消

防防災課長」を「総務部防災危機管理局防災企画課長」に改め、同条第三項中「無線局等」を「県防災ネットワーク」に改める。

第六条の見出し中「無線管理者」を「通信設備管理者」に改め、同条第一項中「無線局等」を「通信設備局」に、「無線管理者」を「通信設備管理者」に改め、同条第二項中「無線管理者」を「通信設備管理者」に改める。

第七条の見出し中「無線管理者」を「通信設備管理者」に改め、同条第一項中「無線管理者」を「通信設備管理者」に、「無線局等」を「通信設備局」に改め、同条第二項中「無線局等」を「通信設備局」に改める。

第十条中「無線管理者」を「通信設備管理者」に改める。

第十二条の見出し中「無線局等」を「通信設備局」に改め、同条中「無線局等」を「通信設備局」に、「無線管理者」を「通信設備管理者」に改める。

第十三条を削る。

第十四条中「無線管理者」を「通信設備管理者」に、「無線設備」を「通信設備」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出し中「無線設備」を「通信設備」に改め、同条中「無線管理者」を「通信設備管理者」に、「無線設備」を「通信設備」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「無線管理者」を「通信設備管理者」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

別表を次のように改める。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第十五条第一項に規定する常時監視に関すること。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

スポーツ事務関係	直方市	久留米市	福岡市
豊前市	筑後市	飯塚市	糸島市
行橋市	柳川市	田川市	那珂川市
豊前市	筑後市	嘉麻市	糟屋郡
京都郡	大川市	嘉穂郡	
京都市	みやま市	田川郡	
築上郡	八女郡	大牟田市	
	三潴郡	柳川市	
	八女郡	八女市	
		嘉麻市	
		嘉穂郡	
		田川郡	
		飯塚市	
		田川市	
		嘉麻市	
		嘉穂郡	
		田川郡	
		大牟田市	
		柳川市	
		八女市	
		筑後市	
		大川市	
		みやま市	
		三潴郡	
		八女郡	
		行橋市	
		豊前市	
		京都郡	
		京都市	
		築上郡	

スポーツ振興課

- 一 スポーツの推進に関する総合企画・調整に関すること。
- 二 スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施に関すること。
- 三 スポーツに関する指導助言に関すること。
- 四 スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。

福岡県訓令第七号

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 小川 洋

本庁
出先機関
福岡県警察本部
福岡県教育庁
福岡県監査委員事務局
福岡県人事委員会事務局
福岡県労働委員会事務局
福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の二中「児童自立支援専門監」を「児童自立支援監」に改める。

第七条の表知事部局の部児童相談所の款所長の決裁事項の項中「（京築児童相談所にあつては次長）」、「（京築児童相談所を除く。）」及び「京築児童相談所にあつては副長」を削り、同部福岡学園の項中「児童自立支援専門監」を「児童自立支援監」に改め、同部水産海洋技術センターの項中

所長の決裁事項	企画管理部の所掌事務については企画管理部長、研究部の所掌事務については研究部長、研究所の所掌事務については研究所長
部長の決裁事項	主務課の課長

を

所長の決裁事項	研究所の所掌事務については研究所長、その他の事務については副所長
副所長の決裁事項	主務課の課長

に改め、同表教

育長の部財務担当所長の決裁事項の款福岡県立図書館の項中「総務課長」を「財務担当所長が指定する事務職員」に改め、同部福岡県立社会教育総合センターの項中「副所長」を「財務担当所長が指定する事務職員」に改める。

第二十一条第二号を次のように改める。

二 削除

第二十一条第十号ハからホまでを次のように改める。

ハ 地公法第二十二條の二の規定に基づく会計年度任用職員及び地公法第二十二條の三第一項の規定に基づく臨時的任用職員（以下これを「会計年度任用職員等」という。）について、公共職業安定所を通じて募集する等の方法により任用希望者を募集すること。

ニ 会計年度任用職員等の任用又は任用期間の更新について内申すること。

ホ 会計年度任用職員等の退職内申書を主管課長に提出すること。

第二十一条第十号中リをヌとし、ヘからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 会計年度任用職員の給与を決定すること。

第二十一条の十第一号中「企画管理部長」を「副所長」に改め、同号イ中「から第十七号まで」を「から第十八号まで」に改め、「、同条第十五号、第十六号及び第二十一号に規定する事務については企画管理部の所管に係るもの」を削り、同号ハ中「第六十六條の二第三号ロ及びハに規定する事務（企画管理部の所管に係るものに限る。）」を「第六十六條の二第一号、第二号、第三号ロ及びハ並びに第四号に規定する事務」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第二十二條第二項第三号中「粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

第二十三條第二項第一号中「、福岡県立社会教育総合センター」を削り、同条第三項第二号中「、福岡県教育センター及び福岡県社会教育総合センター」を「及び福岡県教育センター」に改め、同項第三号中「粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

第二十三條の六第一号中「企画管理部長」を「副所長」に改める。

別表一第十二項中「、福岡県臨時職員規程を「臨時職員規程」を削り、同項課長専決事項の上欄第五号を削り、同欄第四号中「臨時職員規程第四条第一項の規定に基づき、臨時職員」を「会計年度任用職員等」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

4 会計年度任用職員等について、公共職業安定所を通じて募集する等の方法により任用希望者を募集すること。

別表一第十二項第六号中「臨時職員規程第十三條第二項の規定に基づき、臨時職員」を「会計年度任用職員等」に改め、同項中第二十四号を第二十五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

ク 会計年度任用職員の給与を決定すること。

別表三中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第二十八項までを一項ずつ繰り上げる。

別表五中「、賃金」を削る。

別表七中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県訓令第八号

本 庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「福岡県病院事業財務規則（昭和三十九年福岡県規則第七十八号）第三条第一項」の下に「及び福岡県流域下水道事業財務規則（令和二年福岡県規則第三十六号）

第三条第一項」を加える。

別表第一の二十五の項中「私学振興・青少年育成局政策課長」の下に、「スポーツ局長印にあつてはスポーツ局スポーツ企画課長」を加え、同表四十八の項の次に次のように加える。

四十八の二	福岡県建築都市部建築都市総務課企業出納員印	48の2	てん書 方二〇	流域下水道事業出納事務	当該企業出納員
四十八の三	福岡県建築都市部下水道課企業出納員印	48の3	てん書 方二〇	流域下水道事業出納事務	当該企業出納員

別表第一の五十一の項を次のように改める。

五十一	福岡県(事業所名)企業出納員印	51	てん書 方二〇	流域下水道事業出納事務	当該企業出納員
-----	-----------------	----	------------	-------------	---------

別表第一の六十の二の項の次に次のように加える。

六十の三	福岡県審理員印	60の3	てん書 方二〇	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項に規定する審理員が発行する文書	行政経営企画課に勤務する審理員
------	---------	------	------------	---	-----------------

別表第二中

の次に

48	福岡県保健医療介護部健康増進課企業出納員印
48の2	福岡県建築都市部建築都市総務課企業出納員印
48の3	福岡県建築都市部下水道課企業出納員印

を加え、

51 削除を 51 福岡県(事業所名)企業出納員印 に改め、

60の2	福岡県主権者印
60の3	福岡県審理員印

の次に

を加える。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

企業局

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福岡県企業管理者 家守 良明

福岡県企業局管理規程第六号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第三条から第五条まで、第七条」を「第三条から第七条まで、第十条」に改める。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及

び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）の適用となる職員の場合による。
 第四条に次のただし書を加える。
 ただし、会計年度任用職員の号給にあつては、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、別に定める。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第五条の二の二 前二条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

第五条の三中「（短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）にあつては、その額にその者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分を除いて得た数を乗じて得た額）とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を削り、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前項の規定により給料の調整を行う職員のうち、次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、当該各号に定める額とする。

- 一 短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条に規定する短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。） 前項の規定により得た額にその者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分を除いて得た数を乗じて得た額
- 二 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。） 前項の規定により得た額を二十一で除した額に管理者が定める一日の勤務時間を七時間四十五分を除いて得た数を乗じて得た額

4 前二項の規定により得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第六条の次に次の三条を加える。

（会計年度任用職員の給与の支給方法等）

第六条の二 会計年度任用職員の給与の支給方法、給料及び特殊勤務手当を除くその他

の給与の額、一時差止処分の取消しの申立て、給与の減額並びに休職者の給与については、前条の規定にかかわらず、単労職員のうち会計年度任用職員（以下「単労会計年度任用職員」という。）の例による。

（会計年度任用職員の手当）

第六条の三 第一号会計年度任用職員の期末手当基礎額並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の算定については、単労会計年度任用職員のうち第一号会計年度任用職員によるものとする。

（会計年度任用職員の給与の調整）

第六条の四 会計年度任用職員の給与に関する事項について、県職員給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性その他特別の事情によりこの規程の規定によることが困難であるものについては、管理者が別に定める。

第十一条第二項の表中

職務の級		区分	額
七級	二種		一〇六 二〇〇円
	三種		九二 三〇〇円
	三種		八七 〇〇〇円
六級	三種		

を

職務の級		区分	額
七級	二種		一〇九 五〇〇円
	三種		九五 二〇〇円
	三種		八九 七〇〇円
六級	三種		

に改める。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員の給料については、単労会計年度任用職員によるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。
 （この規程の施行に関し必要な事項）

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

教育委員会

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の一部を改正する規則

(福岡県立美術館組織規則の一部改正)

第一条 福岡県立美術館組織規則(昭和六十年教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

(福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部改正)

第二条 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則(昭和五十九年教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表副所長の項を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、副理事、参事又は企画主幹のうちから所長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(福岡県立英彦山青年の家組織規則の一部改正)

第三条 福岡県立英彦山青年の家組織規則(昭和四十六年教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

(福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則の一部改正)

第四条 福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則(昭和四十九年教育委員会規則第

八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

(福岡県立ふれあいの家組織規則の一部改正)
第五条 福岡県立ふれあいの家組織規則(平成二年教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

(福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第六条 福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成十八年教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」及び「を削る。

(福岡県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第七条 福岡県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十八年教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育職給料表の適用を受ける職員に限る。」を「福岡県教育委員会教育

長(以下「教育長」という。)が別に定める職員を除く。」に改める。

第三条中「非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務

の職を占める職員を除く。）」及び「を削り、「福岡県教育委員会教育長(以下「教育

長」という。))」を「教育長」に改める。

(福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正)

第八条 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和四十二年教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「社会教育総合センターの副理事及び副所長」を「社会教育総合セ

ンター副理事」に改める。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の承認を得た場合は、こ

の限りではない。

(福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部改正)

第九条 福岡県教育財産管理事務取扱規則(昭和三十九年教育委員会規則第七号)の一

部を次のように改正する。

第四条第三項中「体育スポーツ健康課長」を「社会教育総合センター所長、英彦山青年の家所長、社会教育総合センター少年自然の家所長、少年自然の家「玄海の家」所長、体育スポーツ健康課長」に改める。

(福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則の一部改正)

第十条 福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則(昭和二十五年教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

(福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第十一条 福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「別表二の項」を「別表一の項」に改め、「別表三の項」を「別表二の項」に改め、「別表四の項」を「別表三の項」に改める。

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第十二条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号の表財務課の項中「予算係 学校予算係 給与係」を「給与係 予算係 学校予算係」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県立図書館組織規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立図書館組織規則

福岡県立図書館組織規則(平成十一年教育委員会規則第三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第百三十六条の規定に基づき、福岡県立図書館(以下「図書館」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(職員の職)

第二条 図書館職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

館長	教育長の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副理事	上司の特命に係る事務を処理する。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。
参事	上司の命を受け、図書館の事務を分担処理する。
参事補佐	上司の命を受け、図書館の事務を分担処理する。
企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、館長又は副館長を補佐する。
指導主事	上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
企画主査	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。
事務主査	上司の命を受け、企画主幹等を補佐し、事務を処理する。
技術主査	上司の命を受け、企画主幹等を補佐し、専門的事項に関する技術を処理する。
主任主事	上司の命を受け、複雑な事務をつかさどる。
主任技師	上司の命を受け、図書館に関する複雑な専門的業務をつかさどる。

主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。 上司の命を受け、図書館に関する専門的業務をつかさどる。
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

(所掌事務)

第三条 図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 図書館資料（図書、雑誌、行政資料、郷土資料等（電磁的記録を含む。）。「資料」という。）の収集、受入れ及び整理に関すること。
- 二 レファレンスに関すること。
- 三 資料の複写に関すること。
- 四 資料の利用及び展示に関すること。
- 五 読書活動推進に関すること。
- 六 学校支援に関すること。
- 七 貴重資料及び委託資料の整理及び保管に関すること。
- 八 公印の管守並びに職員の身分及び服務並びに文書の收受、発送、編集及び保存、公文書の開示等に関すること。
- 九 予算並びに税外諸収入の収入並びに経費の支出並びに物品の出納及び保管並びに現金及び有価証券等の保管に関すること。
- 十 福岡県立図書館協議会に関すること。
- 十一 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- 十二 施設設備の管理に関すること。
- 十三 福岡県立図書館の広報に関すること。
- 十四 電算システムの管理に関すること。
- 十五 公共図書館等との連携及び相互協力に関すること。
- 十六 資料の相互貸借に関すること。

(補則)

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部改正)
- 2 福岡県立図書館の利用等に関する規則（昭和五十八年教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第四章を削り、第五章中第二十四条を第二十条とし、同章を第四章とし、第六章中第二十五条を第二十一条とし、第二十六条から第二十九条までを四条ずつ繰り上げ、同章を第五章とし、第七章中第三十条を第二十六条とし、同章を第六章とする。
(福岡県立図書館協議会規則の一部改正)
- 3 福岡県立図書館協議会規則（昭和五十八年教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第四条中「福岡県立図書館総務課」を「福岡県立図書館」に改める。

福岡県教育委員会公印管守規程及び福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を制定し、ここに公布する。
令和二年三月三十一日
福岡県教育委員会

福岡県教育委員会訓令第四号

福岡県教育委員会公印管守規程及び福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
(福岡県教育委員会公印管守規程の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会公印管守規程（昭和三十一年四月教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「、美術館・九州歴史資料館の副館長印」を削る。
別表第一第九号を次のように改める。

9	削除			
---	----	--	--	--

別表第二中

9

福岡県立
美術館
副館長印

9の2

九州歴
史資料館
副館長印

を

9

削除

9の2

削除

に改める。

(福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程(昭和二十七年八月教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「臨時又は」を削る。

附則

(施行期日)

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程等の一部を改正する訓令を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程等の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表社会教育総合センターの項を削る。

第五条の表中

図書館	館長が決裁すべき事務	副館長が決裁すべき事務	副館長	主務課の課長
	副館長	主務課の課長	主務課の課長	

を

社会教育総合センター	所長が決裁すべき事務	副所長	所長が指定する職員
------------	------------	-----	-----------

美術館	館長が決裁すべき事務	副館長	主務課の課長
-----	------------	-----	--------

図書館	館長が決裁すべき事務	副館長	館長が指定する職員
-----	------------	-----	-----------

に改め、

社会教育総合センター	所長が決裁すべき事務	所長が指定する職員	
------------	------------	-----------	--

九州歴史資料館	館長が決裁すべき事務	副館長	館長が指定する職員
---------	------------	-----	-----------

を

九州歴史資料館	副館長が決裁すべき事務	職員	
---------	-------------	----	--

九州歴史資料館	館長が決裁すべき事務	副館長	館長が指定する職員
---------	------------	-----	-----------

に改める。

第七条第一項中「美術館長及び九州歴史資料館長を除く。」を削り、第二項及び第三項を削る。

(福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正)

第二条 福岡県教育庁事務分掌規程(平成三十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 給与係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 教職員の給与及び報酬に関すること。

ハ 教職員であった者の退職手当に関すること。

ニ 費用弁償及び旅費に関すること。

第六条第二号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第十二条第三号中「人権教育総合推進連絡協議会」を「人権教育総合推進連絡会」

用職員を除く。)及び非常勤職員」に改め、第六項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、教育センター所長の項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、美術館長の項第一号を削り、第二号を第一号とし、図書館長の項第一号を削り、第二号を第一号とし、社会教育総合センター所長の項第一号を削り、第二号を第一号とし、英彦山青年の家所長の項第一号を削り、第二号を第一号とし、少年自然の家「玄海の家」所長の項第一号を削り、第二号を第一号とし、県立学校長の項第五項第一号中「期限付任用職員及び臨時職員」を「任用の期間を定めて任用する一般職の常勤職員（再任用職員を除き、教育職給料表及び労務職給料表の適用者に限る。）」に改め、第八項を次のように改める。

八 その他の事務

- 1 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免等を行うこと。
- 2 福岡県立学校管理規則第十六条の二第三項の規定に基づき、県立学校の学校評議員の任免等を行うこと。

(福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正)

第四条 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一項中「実習助手及び寄宿舎指導員」を「実習助手、寄宿舎指導員及び非常勤の職のうち副校長又は教頭が服務を監督するものとして教育長が定めた職（以下「教職員課所管職員」という。）」に改める。

別表第二第一項中「教育公務員特例法第二条に規定する教員（副校長及び教頭を除く。）」、実習助手及び寄宿舎指導員」を「教頭を除く教職員課所管職員」に改め、同項に次の五号を加える。

- 3 非常勤職員に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。
- 4 非常勤職員の週休日指定し、又は勤務時間の割振り等を定めること。
- 5 非常勤職員の週休日の振替え若しくは四時間の勤務時間の割振り変更、時間外勤務代休時間の指定又は休日の代休日の指定を行うこと。
- 6 公務の運営上の事情により緊急かつやむを得ない場合に、非常勤職員の休憩時間を臨時に変更すること。
- 7 非常勤職員に休日勤務を命ずる場合に、勤務時間の割振り等を変更すること

別表第三第一項中「の規定に基づき、期限付任用職員及び臨時職員」を「及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）第三条の規定に基づき、任用の期間を定めて任用する一般職の常勤職員（再任用職員を除く。）及び会計年度任用職員」に改め、第三項中「別表第一第一項に掲げられる職員、教頭」を「校長、副校長、教職員課所管職員」に改め、第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則（平成十二年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

事務局

令和二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表任用課の部第一項第一号中「臨時職員」の下に「及び会計年度任用職員」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

室長補佐 農長技術補佐 室長技術補佐 監察員 検査員(甲) 専門調査員	室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 果政情報監 防災危機管理専門監 監査指導監 廃棄物対策専門監 検査監 建設監理監
--	---

を

室長補佐 農長技術補佐 室長技術補佐 監察員 検査員(甲) 専門調査員	室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 果政情報監 防災危機管理専門監 監査指導監 検査監 建設監理監
--	---

に、

次長	所長 副所長	園長 児童自立支援専門監
----	-----------	-----------------

を

	所長 副所長	園長 児童自立支援監
--	-----------	---------------

に、

農林水産部 農林事務所					センター 長 副所長	所長			
農林業総合試験場			次長						
農業大学校			助教授			副校長 教授	校長		
筑後川水系農地開発事務所						所長 副所長			
水産海洋技術センター						副所長			

を

農林水産部 農林事務所					センター 長 副所長	所長			
農林業総合試験場			次長						
農業大学校			助教授			副校長 教授	校長		
筑後川水系農地開発事務所						所長 副所長			
水産海洋技術センター						副所長			

に、

共通 教育事務所		係長 副係長	次長		副館長	所長			
教育センター						副所長			
図書館						所長			
社会教育総合センター					副所長	所長			

を

共通 教育事務所		係長 副係長	次長 室長		副館長	館長	副館長		
教育センター						所長 副所長	副所長		所長

に

社会教育総合センター	所長	二種
英彦山青年の家	所長	三種
少年自然の家 「玄海の家」	所長	
九州歴史資料館	館長	二種
	副館長	四種

に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「廃棄物対策専門監」を削り、「秘書室の参事補佐」を「秘書室の参事補佐、企画主幹」に、「人事課の参事補佐、企画主幹」を「人事課の参事補佐、企画主幹、係長」に改める。

別表第二児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	所長 副所長 児童福祉法務専門監 里親・施設課長 相談第一課長（大牟田児童相談所に限る。） 相談課長	相談第一
-------	--	------

別表第二福岡学園の項中「児童自立支援専門監」を「児童自立支援監」に改め、同表水産海洋技術センターの項中「部長」を「副所長」に改め、同表美術館の項及び九州歴史資料館の項中「副理事」を「館長 副理事」に改め、同表図書館の項中「総務課長」を削り、同表社会教育総合センターの項中「副所長」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会規則第十四号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の岡垣町の表出先機関の項中

こども未来館	館長
小学校	校長 副校長 教頭

を

小学校	校長 副校長 教頭
-----	-----------

に改める。

別表の鞍手町の表本庁の項中「人事係長」を「人事法制係長」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

1 私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	日額 560円	警察官（警部以下の階級にある者に限る。）
2 1に掲げる作業（犯罪の予防を除く。）に付随して行われる通訳の作業		部内通訳要員（警部以下の階級を含ま、同相当職を含む。）にある者に限る。）
3 犯罪の予防の作業	日額 320円	少年補導職員

を

1 私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業		警察官（警部以下の階級にある者に限る。）
2 部内通訳要員が、犯罪の捜査又は被疑者逮捕の現場において行う通訳の作業	日額 560円	警察職員（警部以下の階級（同相当職を含む。）にある者に限る。）
3 警察職員（総務部情報管理課に勤務する職員に限る。）が、犯罪の捜査又は被疑者逮捕の現場において行う情報技術解析の作業		
4 犯罪の予防の作業	日額 320円	少年補導職員

に改め

、同表第三号の作業の項作業内容の欄中「1及び2に掲げる作業に付随して行われる」を「1又は2に掲げる捜査又は捜査・取締りの現場において行う」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

監査委員

監査委員告示第四号

福岡県監査委員処務規程及び福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福岡県監査委員	藤山 泰三
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	長裕 裕海

福岡県監査委員処務規程及び福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示

（福岡県監査委員処務規程の一部改正）

第一条 福岡県監査委員処務規程（昭和四十五年八月福岡県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 監査専門委員の選任に関すること。

第五条中第十一号を第十四号とし、第八号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 内部統制評価報告書審査意見の決定に関すること。

九 法律に基づき県議会から求められた意見の決定に関すること。

第五条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「公表及び監査結果に基づく意見」を「監査結果に基づく意見及び措置の勧告並びにこれらの公表」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「年間計画」を「計画」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 監査基準に関すること。

（福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部改正）

第二条 福岡県監査委員事務局事務取扱規程（昭和三十六年四月福岡県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「監査委員」の下に「及び監査専門委員」を加え、同号ホ中「監査執行の総合計画」を「監査等年間計画の総括」に改め、同号ヘ中「企業局及び県立病院」を「公営企業」に改め、同号トを次のように改める。

ト 内部統制評価報告書審査の総括に関すること。

第三条第一号中ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、カの前に次のように加える。

ワ 法律に基づき県議会から求められた監査委員の意見に関すること。

第三条第二号ニを削り、同条第三号ハ中「決算審査」の下に「及び基金運用状況審査」を加え、同号ニ中「、資金不足比率審査及びその」を「及び資金不足比率審査の」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。